

小田原市告示第93号

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）第5条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、平成30年7月5日以降に到来するものについては、別途告示で定める日まで延長する。

平成30年7月27日

小田原市長 加藤 憲一

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市並びに小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市並びに安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市及び西予市

掲示期限	平成30年8月10日
------	------------